

議案第 1 1 8 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 5
1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 4 2 条関係）

種 別	取 扱 区 分	手 数 料
ごみ（燃え殻を含む。）の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1 キログラムまでごとに 1 5 円
粗大ごみの処理		規則で定める区分に応じ、2 0 0 円、5 0 0 円又は 1, 0 0 0 円
	事業用の仮設便所に係るし尿を市が	1 回に収集したし

し尿の処理	収集し、運搬し、及び処分するとき。	尿180リットルまでの場合については3,000円。 180リットルを超える場合については90リットルまでごとに1,500円を加えた金額
犬、猫等の死体の処理		1個につき3,000円
汚泥の処理	浄化槽等の配管の詰まりの除去に伴う汚泥及び汚水排水槽の汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに2,550円
	合併処理浄化槽の汚泥及び浄化槽等の取壊し等に伴う汚泥を市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集した汚泥1立方メートルまでごとに2,100円
浄化槽等の清掃		浄化槽等の容積1.5立方メートルまでのものについては6,450円。 1.5立方メートルを超えるものについては1立方メ

		一トルまでごとに 3, 150円を加 えた金額
--	--	-------------------------------

別表第2（第44条関係）

種 別	取 扱 区 分	処 理 費 用
可燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに15円
不燃性固形物の処理	指定処理施設に搬入するとき。	1キログラムまでごとに7円50銭

備考 算出した処理費用の額に、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例別表第1ごみ（燃え殻を含む。）の処理の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の搬入に係る手数料について適用し、施行日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第1（ごみ（燃え殻を含む。）の処理の項に係る部分を除く。）及び別表第2の規定は、施行日以後の申込みに係る手数料及び処理費用について適用し、施行日前の申込みに係る手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

ごみの処理、し尿の処理、犬、猫等の死体の処理、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に関する手数料並びに産業廃棄物処理費用の額を改定するため、この条例を制定するものである。